||基本目標5 被害者の自立を支援する体制の整備 ||

(1)総合的な支援の充実

現状と課題

DVセンターは、就業の促進、住宅の確保、援護、健康保険等の社会生活に必要な制度、子どもの就学等の情報提供や助言を行うこととされており、被害者の状況に応じて早期自立を支援することが必要です。

被害者の自立支援については、利用できる既存の福祉制度、施設などを被害者の立場に立って幅広く検討する必要があり、各行政機関の窓口は、関係機関と連携を密にし、適切な体制をとることが望まれます。

特に、DV被害者対策を行う上で、市町村の役割は重要であり、早期自立支援の過程において適切な対応が必要です。

具体的な取り組み

- ○一時保護中の被害者の自立のための生活指導、諸制度の情報提供、 その他自立に必要な援助
- ○市町村等での各法制度に基づいた被害者支援の実施 援護制度の活用(生活保護、児童扶養手当、児童手当等の適用) 母子・寡婦福祉資金等貸付制度の活用 適正な国民健康保険等への被扶養認定取扱 住民基本台帳の閲覧制限等
- ○福祉制度等利用について「手続き一元化」に向けた検討(再掲)
- ○福祉事務所による母子生活支援施設での保護の実施
- ○警察での家出人捜索依頼への不受理措置
- ○DV被害者の一時保護退所後の自立に至るまでの支援の拡充 DV被害者支援員の設置 福祉事務所と連携した支援
- ○日本司法支援センター(法テラス)等による被害者相談や民事法律扶助 等の情報提供
- ○被害者を地域でサポートする支援者の育成(再掲) DV防止サポーター育成講座

(2)就業支援の充実

現状と課題

県DVセンターでは、入所中の被害者に対し就労情報の提供や助言を行うとともに、ハローワーク等関係機関と連携を密にしながら就業支援を行っています。

また、子どものいる被害者については、奈良県母子家庭等就業・自立支援 センター(母子・スマイルセンター)における就業相談等の対象となるため、当 機関を活用した積極的な就労支援を行っています。

その他、奈良県しごとiセンターでも就労支援や講習会などを実施しています。 県DVセンターへの入所はあくまでも一時的な滞在であるため、一時保護所 退所後に被害者が新たな環境で自立して生活ができるよう経済基盤の確立に 向けた、就業支援を行うことが重要です。

具体的な取り組み

- ○母子家庭等就業・自立支援センター(母子・スマイルセンター)における 就業相談や就業情報の提供、就業支援講習会の開催 就業相談、求人情報の提供、就職に向けた技能習得のための講 習会の開催
- ○奈良しごとiセンター・高田しごとiセンターにおける就業相談、情報提供、 技能習得講習の開催

「しごと相談ダイヤル」による電話及び窓口相談、就職に関する各種情報の提供、インターネットによる求人検索、職業適性診断、内職の斡旋・紹介、就職支援技術(パソコン・医療事務等)講習会の開催

- ○母子・スマイルセンター等、就業支援関係機関との有機的な連携による 就業促進
- ○被害女性を含む母子家庭対策を充実するため、相談から自立にいたる までの一貫した個別支援策の導入 自立支援プログラム策定事業の実施
- ○女性センターにおける就業相談、情報提供

(3)住宅支援の充実

現状と課題

一時保護所退所後の被害者は、夫または実家等へ帰宅が46.9%、母子生活支援施設への入所が8.3%、アパート等への入居が16.7%(平成19年度)となっており、約半数が帰宅を選択している現状があります。

被害者が、帰宅を選択する理由は様々ですが、自己の生活基盤または精神的基盤を失うことに対する抵抗感が多い傾向にあります。

退所後に加害者の家に戻らず、新たな生活を始めようとするDV被害者の自立を支援するためには、住宅を確保し、居住の安定を図ることが重要です。

具体的な取り組み

- ○子どものいる被害者については、「奈良県母子家庭向け県営住宅入居要綱」により母子家庭に準ずる取り扱いを行い、優先入居を実施県営住宅へのDV被害者母子家庭の優先入居
- ○県営住宅等を利用したステップハウスの整備の検討
- ○県営住宅への単身被害者の入居
- ○県営住宅の入居者資格における居住地要件の緩和

(4)同伴する子どもの支援の充実

現状と課題

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもに配慮することは極めて重要です。

子どもの面前で行われる配偶者への暴力は、児童虐待防止法において児童虐待と定義されており、子どもに対して心理的な外傷となるものです。また、被害者自身が心身ともに傷つき、養育放棄の状態に陥ることもあり、母子ともに心のケアが必要です。

また、子どもが通学する学校や幼稚園、保育所において、被害者から申し出があった場合には、加害者に居所が知られることがないように、関係機関と学校、教育委員会等が連携し、転校等の手続時などは、子どもに関する情報を適切に管理するなど、加害者に居所を知られないよう配慮することが必要です。

具体的な取り組み

- ○一時保護期間中の同伴する子どもへの支援 短時間学習の実施 教育ボランティアの設置 心理担当職員及び児童相談部門と連携した子どもの心のケアの実施
- ○子どもの転校先や転居地等の情報が加害者に知られないよう、関係機 関と連携し、子どもの情報を適切に管理
- 高校入試で住民票移動が困難な場合の受検の許可、学期途中の転入 学試験の実施
- ○学校関係者、スクールカウンセラーに対する法制度についての周知 徹底 スクールカウンセラー活用事業(再掲)
- ○教育委員会・学校等と連携し同伴する子どもが安全に就学できるための 被害者に対する情報提供